

桶川市公共下水道事業審議会の会議の公開に関する取扱要綱

(令和8年1月5日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市公共下水道事業審議会条例（令和3年9月30日条例第14号、以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、桶川市公共下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に關し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の原則)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、当該会議において取扱う情報が、桶川市情報公開条例（平成13年桶川市条例第13号、以下「情報公開条例」という。）第7条各号（以下「非公開事項」という。）に該当するとき、又はそのおそれがあるときは、当該会議を非公開とすることができます。

(公開・非公開の決定方法)

第3条 審議会の会長は、会議において、取り扱う情報が情報公開条例の非公開事項に該当すると認めるととき、又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、出席した委員の過半数をもってこれを決し、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議開催の事前公表)

第4条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、会議開催の一週間前までに所定の方法（庁舎内への案内の掲示など）により公表する。

2 前項の公表後に公表内容の変更が生じたときは、速やかに同様の方法により変更するものとする。

(公表の内容)

第5条 公表する会議の内容は、会議名、議題、日時、場所、傍聴の可否、傍聴の定員、その他必要な事項とする。ただし、非公開とする審議事項

については、その理由を明らかにしなければならない。

(傍聴者の範囲)

第6条 何人も会議を傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する者は、傍聴することはできない。

- (1) 銃器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はちまき、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (6) その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(抽選による傍聴)

第7条 傍聴定員は、5人とし、傍聴希望者が傍聴定員を超えたときは、抽選により決定する。

2 傍聴者の受付時刻は、会議の開始時刻の10分前とする。

(傍聴者の遵守事項)

第8条 傍聴者は、別に定める傍聴の遵守事項を守り、会長の指示に従つて、静肅に傍聴しなければならない。

(会議資料の配布)

第9条 会議を公開するときは、傍聴者に議案一覧を配布する。

(会議録の公開)

第10条 公開、非公開の会議にかかわらず、会議録は、情報公開条例に基づき公開（非公開事項を除く。）し、会議の透明性の確保に努めるものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。